

委員からの意見に対しての対応

【資料3】

区分	意見	回答	素案ページ	対応
	1 特定健康診査、特定保健指導は、 <u>メタボリックシンドローム対策であり、自殺対策とすることに違和感がある。</u> 産業保健の分野では、むしろ治療と仕事の両立支援の方が必要である。	働く世代の自殺者が多いことや生活習慣病により様々な心と身体の不調等をきたす可能性もあり、早期にメンタルヘルスケアの支援できるように取り組むという観点から、特定健康診査の受診率と特定保健指導の実施率を評価指標にしてきたが、第2期計画の評価指標等につきましては、御意見等を踏まえ、第2回専門分科会以降、検討してまいりたいと考えている。	P26 P29	・評価指標の「 <u>特定健康診査</u> 」は、「 <u>あおり健康づくり実践企業認定数</u> 」へ変更。 ・評価指標の「 <u>特定保健指導の実施率</u> 」は、「 <u>成人訪問指導事業での相談対応（訪問希望者へ対応した割合）</u> 」へ変更。
	2 職場には、過重労働・ハラスメントの問題があり、「働く世代に対する取組」として、企業との連携があるのは良いと思う。自殺の危機経路に「うつ状態」が多く見られるため、精神科受診がスムーズにできるようになれば良いと思う。企業と連携する上では、個別に連携することが難しいと思うため、自殺予防の研修を実施すること <u>も一つの方法として考えてみてはどうか。</u>	精神科受診については、各医療機関において待機期間が発生していることは把握している。そのような状況に対し、各医療機関においては患者の個性を踏まえて場合によっては、早期に受診できるように調整していただいているほか、夜間・休日において緊急的に精神科医療が必要な方は、青森県精神科救急医療システムにおいて救急での受け入れができる体制となっている。また、保健所に相談が寄せられたケースの中で自殺の危険性がある等の緊急性が高い場合は、保健所が各医療機関の地域医療連携室等に相談し、早期受診に向けた調整を行っている。 企業との連携については、御提案の内容も踏まえて連携を強めてまいりたい。	P25	・これまでの参集型の養成講座について、 <u>あおり健康づくり実践企業に対しての周知を工夫するほか、企業への出前講座の周知も行っていく。</u>
	3 第1期計画を踏襲しつつ発展させることや子ども若者対策を強化し、居場所づくり等も加えること。また、SOSの出し方教育に加え、SOSの受け方研修を教職員・保護者に行うこと。女性に対する支援については、特にシングルマザー等へのサポートを強化、貧困対策と連携強化し、生活問題に対応すること。自殺未遂者への支援としては、医療機関のみならず、消防署、警察署との連携を強化することや、高齢者、特に70代、80代以上への孤立・孤独対策を強化すること。 <u>また、相談方法として電話だけでなく、メールやSNSを活用し、広い年代からの相談対応を考えること。加えて、庁内連携を構築すること。</u>	御意見の内容や国の自殺総合対策大綱に盛り込まれている内容を踏まえ、第2期計画の内容にどのように反映していくかについて、第2回専門分科会以降、具体的に検討してまいりたいと考えている。	P18 P21 P23 P27	・新たに「 <u>子ども若者支援協議会を通じた支援</u> 」を追加 ・「子どもの居場所づくり・学習応援事業」でも引き続き取り組む。 ・「SOSの出し方教育」のみならず、受ける側の大人の研修については、 <u>これまでの参集型の養成講座のほか、教員や保護者等への出前講座の周知を行っていく。</u> ・困難な問題を抱える女性に対する支援については、 <u>重点施策に「女性への支援の強化を追加」し、関係各課と連携していく。</u> ・自殺未遂者への支援は、 <u>これまでと同様、医療機関や警察等と連携しながら対応していく。</u> ・高齢者への支援として、これまで参集型で実施していたゲートキーパー養成講座に加え、 <u>地域の集いの場等を活用し、市民が集まる機会を捉え、ゲートキーパー養成講座や自殺に関する出前講座を実施し、ゲートキーパーの知識を持った市民を各地域に段階的に広げていく。</u> ・メールやSNSによる相談について、R6年度より県でLINE相談を通年において実施することになっていることから、第2期計画では実施を考えていない。 ・庁内連携については、これまでどおり、関係各課と連携して取り組んでいく。
	4 資料は良く整理され、見やすいものになっていると思う。 基本施策及び重点施策は賛成である。ただ、 <u>実際の運用に当たって、年度ごとの実施項目は具体的にお願いしたい。</u> また、 <u>70歳以上の対策も具体化した方が良いと思う。</u> そのほか、「SOSの出し方教育」は、教育委員会の理解と熱意が不可欠であり、あわせて教職員への受け方研修も具体化して欲しいと思う。 加えて、他町で事例があるが、旧町村など、 <u>地域ごとに自殺者の割合が異なる。もう少し細やかに地域との特性を捉え、取組を強化できれば良いのではないか。</u>	計画の実施項目を年度ごとに掲載することについては、毎年、各評価指標の目標値の達成状況を確認しているところ。第2期計画においては、新たに「女性に対する支援の強化」の追加を考えており、新たな評価指標を追加するほか、最終目標に近づけるために、段階的な取組を目指すよう、これまでの評価指標見直しについて関係各課と検討してまいりたい。 70歳以上の対策として、どのような対策が効果的か、また、年代を限定した対策が可能かどうかも含め、今後、素案を作成するにあたり、高齢者支援課とも協議してまいりたいと考えている。 SOSの出し方教育、教職員の受け方研修の実施について、今後、教育委員会と協議していきたいと考えている。 また、地域ごとの特性について確認することも検討する。	P23	・年度ごとの実施項目については、 <u>毎年、進捗管理を行い、最終目標に近づけるための取組も確認していくことになる。</u> ・これまで参集型で実施していたゲートキーパー養成講座に加え、 <u>地域の集いの場等を活用し、市民が集まる機会を捉え、ゲートキーパー養成講座や自殺に関する出前講座を実施し、ゲートキーパーの知識を持った市民を各地域に段階的に広げていく。</u> ・「SOSの出し方教育」のみならず、受ける側の大人の研修については、 <u>高齢者同様、参集型の養成講座のほか、教員や保護者等への出前講座の周知を行っていく。</u>
	5 青森労働局では、重点施策として、職場におけるメンタルヘルス対策の推進を掲げ、ストレスチェックの実施等のメンタルヘルス対策が各事業場において適切に実施されるよう指導等を行っている。 青森市におかれては、自殺対策行動計画の中で「働く世代に対する取組」を重点施策として位置付けていただいている。精神障害に係る労災請求件数が増加傾向にあり、メンタルヘルス対策の重要性が高まっていることから、 <u>第2期計画においても重点施策に盛り込んでいただきありがたい。</u> <u>「あおり健康づくり実践企業認定制度」においては、認定基準（選択項目）にメンタルヘルス対策の取組実施が掲げられているため、引き続きこの制度を運用するほか、さらにはメンタルヘルス対策を高めていただくよう検討してほしい。</u>	現在、メンタルヘルス対策に関する取組を実施している認定企業は、131社中37社（令和6年2月末現在）となっており、更なる普及啓発の必要性を認識していることから、当面は、健康づくり推進課と連携し、あおり健康づくり実践認定企業を対象とした健康情報の発信や市内企業等に配付する「あおり健康づくり実践企業だより」を通じて取組の必要性について周知してまいる。	P26	・「あおり健康づくり実践企業認定制度」においては、健康情報の発信や周知をしていく。また、第2期計画において、 <u>新たに「あおり健康づくり実践企業認定数」と評価指標とすることとした。</u>